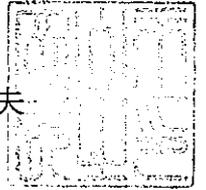


参考様式第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月29日

岡山市長 大森 雅夫



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
南区第3地域
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成31年3月19日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
○ 経営体数
法人2経営体
個人10経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分でない
5. 農地中間管理機構の活用方針
農地を集約しようとする場合は、地域の農地所有者の協力も得つつ、中間管理機構に貸し付けていく。
6. 地域農業の将来のあり方

○加工需要など業務需要の多い品目であるレタスについては、作付け面積を拡大し、需要量に応えられるだけの出荷体制を図っていきます。

○高齢化が進んでいる地区でありながら、高齢の人でも楽しみながら軟弱野菜を主とした少量多品目での生産を行い農産物直売所などで販売することで少しでも長く、営農活動が行えるように努めています。また、定年帰農などによる農家後継者を育成し、農家戸数の維持・継続を図ります。